

明石市民間提案制度運用指針

2024（令和6）年5月

1 趣旨

本市が2022年3月に策定した「あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）」においては、2030年のあるべき姿を「SDGs未来安心都市・明石 ～いつまでもすべての人にやさしいまちをみんなで～」と定め、持続可能で誰もが住みたい・住み続けたいと思えるまちの実現に向けて現在取組を進めているところです。

一方で、少子高齢化の進展や公共施設の老朽化などに伴い、今後財政状況が厳しさを増す中で、複雑・多様化する市民ニーズに対応し、まちの魅力を高めつつ持続可能なまちづくりを進めていくためには、様々な公共サービスについて、公費の投入が前提という既成概念から脱却し、事業発案の段階から民間事業者のアイデアやノウハウを積極的に取り入れるなど、市民目線でハード・ソフト両面から公共サービスの在り方を見直し、産業界、教育・研究機関等と市がそれぞれの特性やネットワークなどのリソースを活用し、共に課題解決に向けた取組を推進することが必要となります。

本指針は、住民福祉の向上のため、公共施設をはじめとする公の財産の新たな活用策や公共サービスの新たな提供スキーム等を見出すため、民間事業者のアイデアやノウハウを活かした効果的な提案を広く募集し、事業化を目指す「明石市民間提案制度（以下「本制度」という。）」の実施に当たり基本的な事項を定めるものです。

2 制度の概要

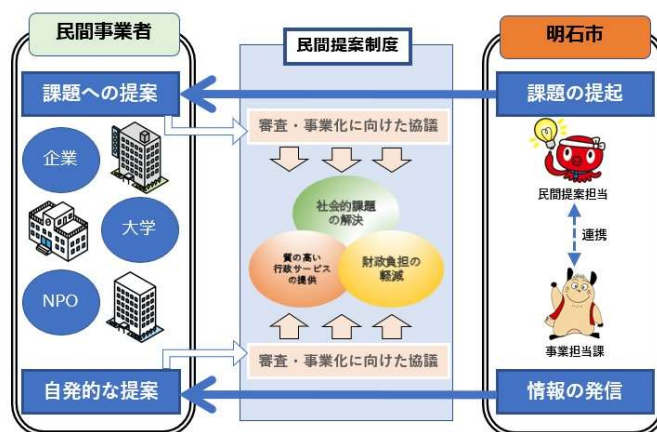
本制度は、本市が設定した公共サービスや公の財産（以下「公共サービス等」といいます。）に関連するテーマや民間事業者が本市の社会課題・地域課題と考えるテーマについて、民間事業者にアイデアやノウハウを活かした効果的な提案を求め、市民サービスの向上や地域経済の活性化など、本市の自治体経営に資する提案を審査・選定し、提案者との協議を重ねながら事業化を図るものです。

提案にあたっては原則、新たな市の財政負担が生じないことを前提とします。

また、民間事業者の提案内容は知的財産として捉え、その情報を保護するとともに、本市との協議を経て事業化が決定した場合は、提案者を契約等の相手方として選定します（特命随意契約）。

ただし、民間事業者との協議が成立した場合であっても、市議会で議決又は承認されない等の事由により事業が実施できなくなった場合は、提案の事業化はされませんのでご注意ください。

明石市民間提案制度イメージ



3 事業スキーム

本制度の事業スキーム（枠組み）は、「(1)募集要項の公表」「(2)事前面談の実施」「(3)提案書類の提出」「(4)審査及び交渉権者の選定」「(5)協定締結・詳細協議」「(6)契約締結」「(7)事業の実施」で構成されます。

(1) 募集要項の公表

本市が提案を求めるテーマや募集方法、募集期間、その他必要事項等を定めた「明石市民間提案制度募集要項（以下、「募集要項」という。）」は市ホームページで公表します。

(2) 事前面談の実施

本制度は本市と民間事業者とが対話を通じて相互理解を深め、事業化によって達成しようとする目標を共有することが重要なポイントの一つです。

このため、本市への事業提案を検討されている民間事業者には、提案前に必ず事前面談を行うようお願いしています。

また、本市から民間事業者に直接提案を打診する場合があります。

(3) 提案書類の提出

事前面談の結果を踏まえ、本市に提案書類等を提出します。

(4) 審査及び交渉権者の選定

① 資格審査

提出書類に基づき、本市が提案者の資格要件等を確認し、要件等を満たす提案を有効な提案として選定します。

② 提案審査

原則、提案者によるプレゼンテーションを実施し、「明石市民間提案制度審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において提案内容を審査します。

審査の結果、本市の自治体経営に資すると期待できる提案を協議対象提案とし、提案した事業者を交渉権者として選定します。

(5) 協定締結・詳細協議

本市と交渉権者は、協議対象提案の事業化に向けた諸条件等について詳細な協議を行うに当たり、双方の義務等を定める協定を締結します。

(6) 契約締結

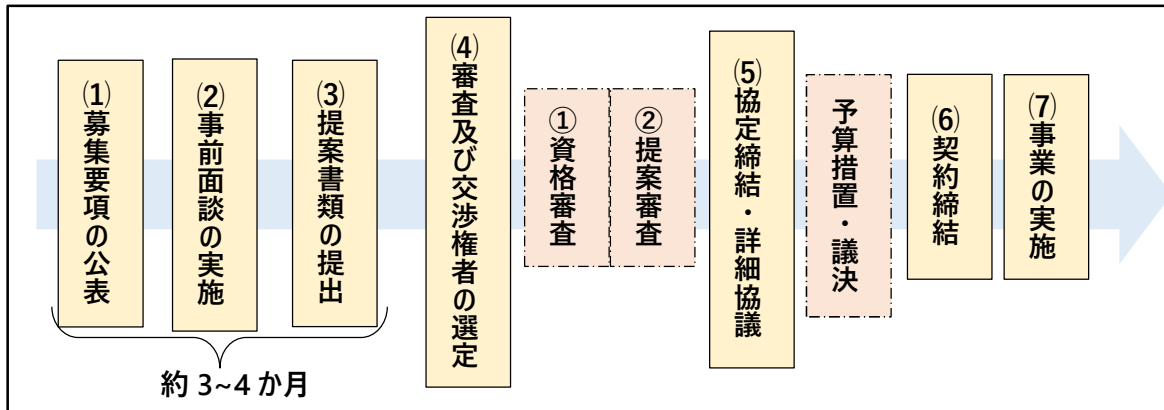
協定に基づく詳細協議の結果、協議が成立（双方合意）した場合は、本市と交渉権者で特命随意契約を速やかに締結します。

ただし、市議会の議決が必要な事業については、市議会の議決後に契約を締結します。

(7) 事業の実施

交渉権者は、契約内容に基づき、事業者として提案事業を実施します。

[実施フロー]



4 提案方法

(1) 募集要項

民間事業者は、募集要項に基づき、提案書類を提出する必要があります。

(2) 募集期間

公平性・透明性・公正性を担保するとともに、民間事業者としっかりと対話を行うため、募集期間は、事前面談期間を含め、3~4か月程度設けることとします。

(3) 事前面談及び現地見学

① 事前面談

提案を検討されている民間事業者は、募集要項を確認のうえ、本市と必ず事前面談を行ってください。

② 現地見学

提案内容の検討に当たり、施設等の現地見学を希望する場合はお知らせください。

現地見学の詳細については、施設所管課と日程調整等のうえで決定しますが、利用者や施設管理者の支障にならない範囲で行うこととします。

(4) 留意事項

① 費用負担

提案に関する書類作成及び提出に係る費用は、全て民間事業者の負担とします。

② 図面等の借用

提案内容の検討に当たり、本市が保有する図面等を借用することができます。

③ 提出書類の取扱い・著作権等

(ア) 提出書類の著作権は民間事業者に帰属します。

(イ) 提出書類は、原則返却しません。

(ウ) 提出書類については、資格審査及び提案審査以外で使用しません。

また、第三者に情報を漏らしません。

- (エ) 提案に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、民間事業者が負うものとします。
- (オ) 協定に基づく詳細協議の結果、本市と民間事業者で契約締結が完了した場合、提出書類の著作権は本市に帰属するものとします。

④ 法令等の順守

事業実施時における法令適合のリスクは提案者に帰属するものとします。
民間事業者は、事前に自らの責任において関係法令等を必ず確認してください。

(5) 無効事由

次のいずれかに該当する場合、提案は無効とします。

- ① 事前面談を実施しなかった場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 民間事業者が参加要件及び資格要件を満たさない場合
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ その他、本市が定める手続きを遵守しない場合

5 参加要件

提案に参加する民間事業者は、提案内容を実行できる意思と能力（ノウハウ、資金等）を有する法人（営利法人、非営利法人等）又は個人事業主とします。

提案者の構成は、単独又はグループ（複数の事業者の共同体）どちらも可としますが、グループで応募する場合は、提案書類の提出時に構成事業者の中から1者を代表者として選出し、構成事業者それぞれの役割分担を明示するとともに、代表者が諸手続を行ってください。

また、提案者は、本市及び指定管理者等との協議、調整が可能な能力を有し、事業化に向けた諸条件の変更等について柔軟な対応ができる者であることとします。

なお、次の要件のいずれかに該当する者は、提案者及び提案者の構成事業者になることができません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- ② 明石市契約規則第3条の規定に該当する者
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（※）
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員等のほか、暴力団員等と社会的に非難される関係を有している者
- ⑤ 明石市の指名停止措置を受けている者
- ⑥ 募集要項の公表日において納期限が到来している明石市税を滞納している者
- ⑦ 国税（法人税（個人にあっては所得税））並びに消費税及び地方消費税）を滞納している者
- ⑧ 政治活動又は宗教活動を主たる目的としている者

※ 更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が提案書類の受付日以前になされている場合は、この限りではありません。

6 提案内容等

(1) 提案内容

提案内容は、市民サービスの向上や地域経済の活性化、本市の財政負担の軽減、本市が策定する各種計画の推進など、本市の自治体経営に資するものとし、提案内容は、次の全てに該当するものとします。

① 本市が保有・管理する公共施設及び未利用市有地並びに本市が実施する事業等に関する提案

② 公共施設及び未利用市有地並びに本市が実施する事業等が抱える課題の発掘・明確化、事業化への障壁の解決、ビジネスモデルへの展開など、事業化に向けた一連の流れにおいて、民間事業者が自らのアイデアやノウハウを活用し、自らが確実に実施できる提案

③ 原則として、本市に新たな財政負担が生じない提案

ただし、本市の自治体経営に資する提案内容で、事業を実施した結果、本市に大きな財政効果が見込まれる事業内容で市が予算措置すべきと判断する場合は、この限りではありません。

【想定する財政効果が見込まれる提案例】

- ・公共施設の省エネ事業
- ・公共施設や未利用市有地の有効活用 等

(2) 対象外となる提案

本制度は、民間事業者の自由な発想による創意工夫を活かした提案を求めるものであるため、次のいずれかに該当する提案は対象外となります。

① 事業（施設）の廃止、未利用市有地の購入のみを目的とする提案

② 現行の指定管理者制度や委託業務等について、現在の事業者に対して価格の優位性をもって新たな事業者になろうとする提案

③ 民間事業者が実施することが適当でない事業（公的機関が実施することが法令等により義務付けられている事業等）を含む提案

(3) 収支見通し

提案に当たっては、提案事業に関する将来にわたっての収支見通しを必ず示してください。

(4) 事業の実施時期と期間

事業の実施時期と期間は、提案内容を踏まえ、本市との協議を経て決定します。

(5) 留意事項

① 提案に当たっては、他者が保有する特許権や著作権等を侵害するものではないことを保証した上で提案してください。

- ② 民間事業者から幅広く提案を募るため、参加にあたって民間事業者の地域要件は定めませんが、提案者が市外の事業者である場合は、原則として、市内事業者との連携や活用に関する可能性又は事業実施後の市内経済への効果（市内事業者の収益につながる・市の税収増など）等に関する考え方を示すようにしてください。
- ③ 提案書類の提出後、必要に応じ本市が追加書類の提出を求める場合があります。
- ④ 提案の受付期間終了後は、提出された書類の再提出又は差替えはできません。

7 審査及び交渉権者の選定

(1) 資格審査

- ① 提案者が「5参加要件等」に定める要件等を満たしているか、審査を行います。
- ② 提案書類の記載内容が、「6提案内容等」に定める要件等を満たしているか、審査を行います。
- ③ 上記①及び②の審査の結果、要件等を満たしている提案を有効な提案とみなし、資格審査の結果及び提案審査の日程等を、文書又は電子メールで通知します。

(2) 提案審査

- ① 資格審査において有効な提案と判断された提案の内容について、本市が設置する審査委員会が、提出書類及び提案者によるプレゼンテーションにより、総合的に審査します。
ただし、提案内容によってはプレゼンテーションを省略する場合があります。
- ② 審査委員会は、有効な提案の中から、本市の自治体経営に貢献し、かつ、実現性の高い提案を協議対象提案として選定します。
ただし、協議対象提案としての選定は、市との事業化に向けた詳細協議を行うことを決定するものであり、事業化を決定するものではありません。
- ③ 提案審査の採否区分は、次のとおりとします。

【採用（一部採用・条件付き採用含む）】

協議対象提案として事業化に向けて協議を行うもの。

【不採用】

事業化に適さないと判断されたもの、現時点では実現が困難なもの、事業者として選定することが不相当と判断されたもの、本制度で事業者を選定することが不相当と判断されたもの。

- ④ 採用となった提案の提案者を、交渉権者として決定します。
- ⑤ 審査委員会は非公開で、提案者・案件ごとに個別で行います。

(3) 提案審査結果の通知・公表

- ① 提案審査の結果は、文書又は電子メールで通知します。
- ② 審査結果は、本市ホームページ上で公表します。
その際、採用となった提案は、「提案名、提案者名、提案概要」を公表し、不採用となった提案は、「提案名」のみを公表します。

(4) その他

審査結果に対する異議は原則申し立てることができません。
また、提案審査にあたっての着眼点等は、別途募集要項において定めます。

8 事業化に向けた協議

(1) 協定の締結

交渉権者と本市は、提案内容の事業化に向けた詳細協議を行うに当たり、双方の義務等を定める協定書を締結します。

協定期間は、原則1年以内とします。

ただし、交渉権者と本市が協議し、双方が合意した場合は、協定期間の延長ができるものとします。

(2) 詳細協議

協定の締結後、本市と交渉権者は、事業実施に向けた諸条件等、提案の事業化に向けた詳細協議を行います。

また、提案の事業化に関して必要がある場合は、交渉権者は、公共施設等の管理者又は指定管理者等と協議を行い、事業化に向けた調整を行うこととします。

(3) 留意事項

- ① 詳細協議に係る費用は交渉権者の負担とします。
- ② 詳細協議の結果、双方が合意に至らなかった場合は、協定を解除します。
その場合、交渉権者が協議に要した費用やリスク等について、本市は責任を負いません。
- ③ 本制度は解除条件付きの制度であり、交渉権者との詳細協議が成立した場合においても、当該事業について市議会での議決又は承認がされない等の理由により、提案事業の実施ができなくなった場合、提案の事業化はされません。
- ④ ③において、当該事業が実施できなくなった事由が解決したときは、市と交渉権者で再度協議を行った上、事業化を図ります。
- ⑤ 事業概要や協議の経過等については、必要に応じ、市議会等へ報告する場合がありますが、交渉権者の独自のノウハウに関する事など交渉権者が知的財産と認める情報については一切公表しません。

9 契約締結

(1) 契約締結

詳細協議により双方が合意した場合、交渉権者と本市は提案事業の実施に係る特命随意契約を締結します。

(2) 契約の時期

交渉権者と本市は、概ね次に定める時期に、契約を締結します。

- ① 市議会の議決が必要な場合
議決後、速やかに締結
- ② 予算措置が必要な場合
予算措置後、速やかに締結
- ③ ①②に該当しない場合
詳細協議による双方合意後、速やかに締結

10 その他

(1) 事務局

本制度の事務局は、明石市政策局SDGs共創室産官学共創課に置きます。

(2) その他

本指針に定めるもののほか、本制度の実施に関し必要な事項は、別途募集要項において定めます。

附則

本指針は、令和6年5月7日から施行します。